

(2021.9 改定)

## 真鶴町フィルムコミッションの利用について

真鶴町では地域の魅力発信及び集客増へ寄与するプロモーションの一環として、撮影に関する支援・協力を行っております。

町所有の施設等をご利用いただく制作者の方々は、以下の注意事項にご留意願います。記載項目に反する行為があった場合は、今後撮影支援のご提供はいたしかねます。

## 注意事項

- 1. 以下注意事項をご確認のうえ、撮影利用申込書(別紙)に必要事項を記入し、真鶴町フィルムコミッション宛に送付してください。
- 2. ロケ撮影の許可期間中及び撮影中に、故意または過失により町有施設等の施設、設備備品等を破損又は滅失せしめたときは、施設等管理者の指示に従い当該施設等を原状に回復し、又はその損害を賠償していただきます。事前の保険加入を含め、制作者の責任において対応してください。

真鶴町フィルムコミッションや各施設管理者等は当方に過失のない限り、一切の責任を負いません。

なお台風等自然災害が予想される場合、許可期間中であっても安全確保のため、一時使用を禁止する場合もありますので、あらかじめご了承ください。

また、民間が所有する施設、設備、備品等を破損又は滅失せしめたとき及び契約等については、所有者と協議を行ってください。真鶴町フィルムコミッションは、一切の責任を負いません。

3. 地域住民等のクレームやトラブルが発生しないよう注意してください。騒音や夜間 照明等により現場周辺住民生活への支障が想定される場合は、理解・協力が得られる ように、必ず事前に地域住民等への説明をお願いいたします。併せて、周囲の通行の 安全確保を心掛け、通行の妨げとなる撮影や行為がないように配慮してください。 
がートラブルが発生した場合は制作者の責任において対応してください。

また海岸周辺で撮影を行う場合、漁業にも影響を及ぼすことも考えられるため、事前に漁業協同組合等と調整をお願いします。

4. 撮影等の中止及び予定日時の変更については、速やかに報告してください。

- 5. 撮影にあたっては、施設、場所の管理者と十分に協議し、その指示や諸条件を厳守 してください。
- 6. 撮影等によって発生する諸費用については、制作者側で負担してください。
- 7. 撮影等を終了した時点で、施設・場所の原状回復や清掃をお願いします。
- 8. 町民エキストラを利用する場合、登録者の個人情報は撮影の目的以外に使用しないでください。
- 9. 真鶴半島先端部は「魚つき保安林」、「神奈川県立真鶴半島自然公園」及び「神奈川県天然記念物」に指定されています。関係法令及び関係条例を遵守してください。
- 10. その他撮影に必要な関係法令等を遵守し、必要な手続きを行うこと。
- 11. 半島内等の崖地に接する転落防護柵のない箇所での撮影はできるだけ避け、当該箇所で撮影をする場合には、転落の危険を回避できる安全策を講じてください。 その他、撮影全体においても危険防止策を講じ、安全を確保した上で撮影してください。
- 12. 撮影場所及びクレジットについて、管理者及び所有者へ必ず事前に確認をしてください。
- 13. その他
  - ・ポスターなどの作品やロケ地の広報に使える資料の提供をお願いいたします。
  - ・真鶴町フィルムコミッションの広報(ロケ風景、作品概要等を町広報や公式HPへの掲載)へのご協力をお願いします。

上記のほかに、遵守事項がある場合に新たに許可条件を示された場合、これを厳守してください。

なお、真鶴町フィルムコミッションでは撮影支援の提供について、最大限協力してまいりますが、施設、場所の管理者、撮影協力者から許可、同意が得られない場合もあります。あらかじめご了承ください。

真鶴町フィルムコミッション事務局

(真鶴町産業観光課内)

TEL 0465-68-1131 (内線 333)

FAX 0465-68-5119

メール san\_kankosuishin@town.manazuru.kanagawa.jp